

事務連絡
令和7年12月19日

各府省等法令担当課長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険の被保険者番号等の告知要求制限について

介護保険の被保険者証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、介護情報等の収集・提供等に係る事業の創設に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「全社法」という。）により、保険者番号及び被保険者番号（以下「被保険者番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和8年4月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者番号等の告知を求めることが禁止されます。

告知要求制限の対象となる被保険者番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれでは、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いします。

記

1 告知要求制限の対象となる被保険者番号等について

告知要求制限の対象となる被保険者番号等は、次に掲げる番号等である。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

2 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項について

1に掲げる番号等については、介護保険の被保険者証に記載がなされている。

今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めるることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者番号等を

書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 全社法による改正後の介護保険法（抄）

（被保険者番号等の利用制限等）

- 第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等（保険者番号（厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。）及び被保険者番号（市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
- 2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
- 3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
- 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。
- 二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。
- 4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
- 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
- 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
- 5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。